

入札参加資格制限措置の概要

1. 対象業者の商号又は名称（代表者名）及び住所

商号又は名称（代表者名）	鹿島建設 株式会社 （代表取締役社長 押味 至一）
住 所	東京都港区元赤坂一丁目3番1号

2. 措置期間

平成30年3月29日 から 平成31年9月28日 まで（18か月）

3. 事実概要

リニア中央新幹線の建設工事に関し、平成30年3月2日、当該人の担当部長が独占禁止法違反（不当な取引制限）の疑いで、東京地検特捜部に逮捕された。

4. 措置理由

上記のことが、本市建設工事等入札参加資格制限措置要綱別表第2の2（独占禁止法違反行為）に該当するため。

【入札参加資格制限措置要綱別表第2の2】

措 置 要 件	期 間
（独占禁止法違反行為） 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 12か月以上24か月以内

問い合わせ先

喜多方市総務部契約管理課

〒966-8601 福島県喜多方市字御清水東 7244-2 電話 0241-24-5279